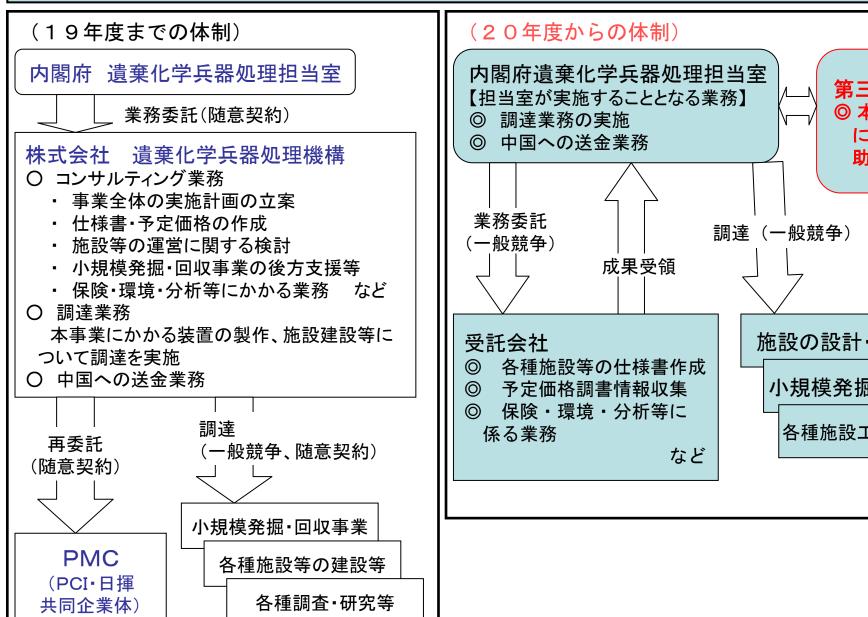
参考資料

遺棄化学兵器処理事業に関する 有識者会議について



平成20年9月17日(水) 第1回遺棄化学兵器処理事業に関する有識者会議

(参考1) 遺棄化学兵器処理事業に関する新旧体制の比較



第三者機関 ◎ 本事業全般 に関する意見・ 助言 施設の設計・建設等 小規模発掘 · 回収事業 各種施設工事進捗管理等 など

(参考2)遺棄化学兵器処理事業に関する有識者会議開催要綱

平成20年 6月18日 内閣府特命担当大臣決定

1 目 的

内閣府が行う遺棄化学兵器処理事業について、その適正な実施と透明性の向上を図るため、内閣府副大臣の下に、中立・公平な立場で客観的に検討を行い、必要な意見及び助言を行うことができる知見、学識経験等を有する者で構成される「遺棄化学兵器処理事業に関する有識者会議」(以下「会議」という。)を開催する。

2 開催

会議は、必要の都度、開催する。

3 委員等

- (1) 会議の委員は、中立・公正な立場で、客観的に遺棄化学兵器処理事業全般についての検討を適切に行うことができる知見、学識経験等を有する者に委嘱する。 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- (2) 会議の運営のため、委員の中から互選により座長を選出する。
- (3) 委員の委嘱期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の委嘱期間は前任者の残任期間とする。
- (4) 委員は、会議に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も、また同様とする。
- 4 委員以外の者の出席

会議は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

5 会議内容

会議は、非公開とし、会議内容については、議事概要を作成し公表する。

6 庶 務

会議の庶務は、遺棄化学兵器処理担当室において処理する。

7 その他

その他会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(参考3)遺棄化学兵器処理事業に関する有識者会議委員

氏	名	役 職 等
1 . 1 . 1	博 ひろし)	日本大学総合科学研究所教授 元 会計検査院第4局長
	好 雄 よしお)	弁護士 一橋大学法科大学院特任教授
	義 男よしお)	愛知工業大学総長補佐、中国 · 河海大学名誉教授 N P O養賢科学技術研究所理事長
1	明 生 あきお)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	新太郎 しんたろう)	東京大学名誉教授 日本学術会議連携会員
	洋 介 ようすけ)	興研(株)代表取締役副社長 元 陸上自衛隊化学学校校長

(敬称略、五十音順)

(参考4)遺棄化学兵器処理事業の現在の進捗状況

1. 執行体制の見直し

≪一般競争入札による委託業者の選定≫ 現在、平成20年度契約に向け、順次入札手続を実施中。

≪事業参与(非常勤職員)の公募≫

担当室自体の体制を強化するため、遺棄化学兵器処理について技術・専門的な知見を有し、民間の知見を効果的に活用するため事業参与を採用(現在8名)。

≪第三者機関(有識者会議)≫

遺棄化学兵器処理事業の適正な実施及び透明性の向上を図るため、知見、学識経験等を有する者で構成される「遺棄化学兵器処理事業に関する有識者会議」を開催。 委員となる有識者は6名。

2. 移動式処理設備の導入

中国各地で既に発掘・回収されている約4.5万発の遺棄化学兵器を無害化処理するため、早期に移動式処理設備を導入する。できるだけ速やかに調達手続を開始すべく、準備中。

3. ハルバ嶺事業

発掘・回収事業を円滑に進めるため、ハルバ嶺における「試掘」を実施する予定。

4. 小規模発掘・回収等事業

平成20年度は、河北省唐山市(回収)、吉林省敦化市蓮花泡(発掘・回収)において実施済または実施中のほか、広東省広州市(探査)等において実施する予定。